

# 重大事由解除の成否及び故意・重過失免責適用の可否

福岡大学名誉教授  
**佐野 誠** Makoto Sano

●先行事故における詐欺行為を理由とする重大事由解除により後続事故を免責とし、さらに、後続事故について故意免責、重過失免責のいずれも認めた事例

広島高裁令和3年3月12日判決  
令和2年(ネ)第322号  
保険金請求控訴事件  
金融・商事判例1618号21頁

## I 事案の概要

本件は、X（原告、控訴人）が、損害保険会社であるY（被告、被控訴人）との間で、X名義の自動車（以下「本件車両」という。）につき自動車保険契約（以下「本件保険契約」という。）を締結し、また、Yを保険者とする団体保険契約（以下「本件団体保険契約」という。）の被保険者とされていたところ、これらの保険期間中に、本件車両を運転中に起こした交通事故（以下「本件事故」という。）により受傷したなどと主張し、Yに対し、本件保険契約に基づく人身傷害等の保険金（5680万7604円）及び本件団体保険契約の傷害補償特約等に基づく保険金（1641万円）の合計7321万7604円並びにこれらに対する平成28年7月9日（訴状送達日の翌日）から支払済みまでの商事法定利率年6分の割合による遅延損害金の支払を求めた事案である。

原審は、Xの請求をいずれも棄却したところ、Xがこれを不服として本件控訴を提起した。

## II 前提事実

### 1 本件団体保険契約の締結

平成26年9月18日頃、YとBは、下記の内容の本件団体保険契約を締結した。

契約者：A代表B

被保険者（加入者）：X

保険種類：団体総合生活補償保険

死亡保険金以外の保険金の受取人：X

保険期間：平成26年9月18日から平成27年9月18日まで

特約：傷害補償（I型）特約、傷害入院発生時一時金補償特約、傷害退院時一時金補償特約

2 Xは、平成27年5月14日頃、本件車両（自家用軽貨物自動車）につき、自身に対する所有権移転登録手続を経由した。

### 3 本件保険契約の締結

(1) Xは、平成27年7月16日頃、Yとの間で、下記の内容の本件保険契約を締結した。

記名被保険者：X

保険種類：J保険（個人総合自動車保険）

保険期間：平成27年7月16日午後4時から平成28年7月16日午後4時まで

契約車両：本件車両

人身傷害保険：無制限（自立支援費用特約含